国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	平成28年旧措置法第68条の14第１項（償却費）（平成28年旧措置法第42条の10第１項第１号イ）	10481	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成28年旧措置法第68条の14第１項（平成28年旧措置法第42条の10第１項第１号イ））	10482	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	平成28年旧措置法第68条の14第１項（償却費）（平成28年旧措置法第42条の10第１項第１号ロ）	10484	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成28年旧措置法第68条の14第１項（平成28年旧措置法第42条の10第１項第１号ロ））	10485	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の14第１項（償却費）（第42条の10第１項第１号）	10569	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の14第１項（第42条の10第１項第１号））	10570	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の14第１項（償却費）（第42条の10第１項第２号）	10487	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の14第１項（第42条の10第１項第２号））	10488	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（十二）「28」」を「別表六の二（十）「28」」に、「第68条の14第３項」を「平成28年旧措置法第68条の14第３項」に、「別表六の二（十二）「37」」を「別表六の二（十）「37」」に改め、同表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却の項中「第68条の15第１項」を「第68条の14の２第１項」に改め、同表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第68条の15第２項」を「第68条の14の２第２項」に、「別表六の二（十三）「28」」を「別表六の二（十一）「33」」に、「第68条の15第３項」を「平成28年旧措置法第68条の15第３項」に、「別表六の二（十三）「37」」を「別表六の二（十一）「42」」に改め、同表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却の項中「第68条の15の２第１項」を「第68条の15第１項」に改め、同表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第68条の15の２第２項」を「第68条の15第２項」に、「別表六の二（十四）「25」」を「別表六の二（十二）「25」」に改め、同表雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）	平成28年旧措置法第68条の15の３第１項	10423	法規別表六の二（十三）「14」の欄の金額
	第68条の15の２第１項	10571	
	第68条の15の２第２項	10554	法規別表六の二（十三）「22」の欄の金額
	第68条の15の２第３項	10555	法規別表六の二（十三）「28」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却の項及び国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除の項を削り、同表特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却の項の前に次のように加える。

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	第68条の15の３第１項	10572	法規別表六の二（十四）「27」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（十七）「27」」を「別表六の二（十五）「27」」に、「別表六の二（十七）「36」」を「別表六の二（十五）「36」」に改め、同表雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（十八）「18」」を「別表六の二（十六）「22」」に改め、同表生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「別表六の二（十九）「22」」を「別表六の二（十七）「22」」に改め、同表特定農産加工品生産設備等の特別償却の項から特定地域における工業用機械等の特別償却の項までを次のように改める。

特定農産加工品生産設備の特別償却	平成28年旧措置法第68条の25第１項（償却費）	10376	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）	10377	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償却）	平成28年旧措置法第68条の26第１項（償却費）	10434	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第68条の41第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成28年旧措置法第68条の26第１項）	10435	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第68条の26第１項（償却費）	10573	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額